

4 公表情報

市職員, 市が関係する事業又は市施設で感染が発生した場合, 保健所から提供される情報の範囲で次の内容を公表します。

- (1) 感染者の所属・職務内容, 勤務場所など
- (2) 感染者の症状・経過など
- (3) 公衆衛生上の対策

5 公表の方法

公表については, 必要に応じて以下の方法で行います。

- (1) 記者会見
- (2) プレスリリース
- (3) 市公式ホームページ
- (4) その他の方法

6 市内事業者で感染が発生した場合

事業者からの自主的な情報提供の申し出があり, 公表の同意が得られた場合, 当該事業者から提供された情報の公表, または当該事業者のホームページでの公表にリンクを行います。

7 その他

- (1) 濃厚接触の状況や, 感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し, 公表の内容については, 個別に検討し判断します。
- (2) この考え方は, 今後の感染者発生の変向などを踏まえ, 適宜見直しを行います。